

亀山市告示第142号

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第223号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額と民間保育所等が低年齢児保育加配のために要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額とを比較して、いずれか少ない額を限度として、予算の範囲内において市長が定める。</p> <p>(1) 前条第3号アに該当する場合</p> <p><u>1, 125, 000円。ただし、前年4月1日時点で待機児童が発生しており、複数の低年齢児保育加配を実施している場合は、</u></p> <p><u>1, 125, 000円を加算する。</u></p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額と民間保育所等が低年齢児保育加配のために要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額とを比較して、いずれか少ない額を限度として、予算の範囲内において市長が定める。</p> <p>(1) 前条第3号アに該当する場合</p> <p><u>950, 400円</u></p>

(2) 前条第3号イに該当する場合

562,500円

(2) 前条第3号イに該当する場合

475,200円

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に実施した亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業について適用する。